

鹿屋市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正  
する要綱

鹿屋市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱（平成28年7月25  
日告示第184号）の一部を次のように改正する。

別記第5号様式を次のように改める。

第5号様式（第5条関係）

却 下 決 定 通 知 書

第 号  
年 月 日

様

鹿屋市福祉事務所長

印

年 月 日付けで申請があった日常生活用具の給付については、審査の結果、却下することに決定しましたので、鹿屋市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱第5条第2項の規定により通知します。

（理由）

## 附 則

- 1 この要綱は、令和6年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に存する様式は、当分の間、必要な修正をしてこれを使用することができる。